

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、昭和44年4月から45年3月までの期間について、国民年金に未加入であるとの回答を受けた。

申立期間は、県外の大学の4年生であったが、住民票は実家のあるA町から移動しておらず、大学卒業後就職のため上京する前日に父親から、「これまでは親の義務として学生時代の学費、生活費や国民年金保険料はすべて親が負担してきた。これからは社会人として自分で行うように。」と言われたことを覚えている。母親は申立期間についても納付済みであり、私自身の記録も、20歳到達月の昭和42年*月から44年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっているのに、両親が、大学4年生の1年間だけ資格喪失をさせるとは到底考えられない。

申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む、20歳到達時の昭和42年*月から45年3月までの期間は大学生であったが、43年7月に国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、強制加入対象者として、20歳到達日の42年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、その後、同年6月から43年3月までは過年度納付により、同年4月から44年3月までは現年度納付によりそれぞれ国民年金保険料が納付されている。

また、申立人は、昭和44年4月に資格喪失していることになっているが、その当時、被用者年金に加入した等の特段の事情は無く、同月に資格喪失を

させる合理的な理由は無い上、申立人は、両親が加入手続及び納付手続を行ったとしているところ、申立期間前の納付済期間と申立期間では、申立人及び両親の生活状況に大きな変化は認められず、当該期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の母親は、申立期間を含め、昭和 36 年 4 月の制度発足時から 60 歳到達時まで、国民年金保険料を完納していることから、制度への関心、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和44年1月から同年3月までの期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。しかし、申立期間については納付済みのはずなので確認してほしい。

申立期間中は、A府B市に住んでおり、同市の集金人が3か月ごとに自宅まで集金に来ていた。保険料を渡した際に、シールのようなものを国民年金手帳に貼るか、若しくは検認の印を押していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、昭和38年の20歳到達時から国民年金保険料をすべて納付しており、43年1月以降は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、集金人が3か月ごとに自宅へ集金に来ていたとする申立内容は、申立期間当時のB市における国民年金保険料の納付方法と合致しており、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間における申立人の生活環境に大きな変化は見られないことから、途中で3か月だけ国民年金保険料を納付しない特段の事情はうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月16日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、この期間はA株式会社に勤務していた期間であり、同じC系列の会社間の異動にも関わらず、厚生年金保険の未加入期間があるのは、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出のあった申立人の退職時における死亡報告書に記載のある入社年月日、勤続年数から、申立人が申立期間を含め、昭和35年4月5日から63年11月19日までC株式会社のグループ企業に継続して勤務していたものと認められる上、雇用保険の加入記録及び当該事業所の回答書から判断すると、申立人が申立期間にA株式会社において勤務し（昭和41年8月1日にA株式会社からD株式会社（現在は、C株式会社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険資格の喪失日に関する届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料、周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 41 年 3 月まで
看護専門学校を卒業後、姉の誘いでA県にあった病院で数日間勤務したことから、昭和 40 年 4 月については、当該病院での厚生年金保険の記録があるが、准看護師として、B病院で勤務していた同年 5 月から 41 年 3 月までの期間の厚生年金保険の記録が欠落している。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚及びB病院の事務担当者の供述から、申立人が申立期間のうち昭和 41 年 3 月 20 日までの期間、同病院において准看護師として勤務していたことは認められる。

しかしながら、B病院が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、昭和 39 年 6 月 10 日から 41 年 12 月 1 日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できない上、同通知書の「健康保険被保険者証の番号」にも欠番が無いことから、同病院は、申立人を厚生年金保険被保険者として社会保険事務所に届け出ていないことが確認できる。

また、申立人のB病院における雇用保険の被保険者記録は、昭和 40 年 3 月 21 日から 41 年 3 月 20 日までの期間であることが確認できるが、同病院が保管する「失業保険被保険者資格取得確認通知書」及び「失業保険被保険者離職証明書（事業主控）」の公共職業安定所における受理確認年月日が、ともに 41 年 6 月 20 日となっていることから、事業主は、申立人が退職した後、当該書類を公共職業安定所に提出したことが確認できる。このことについて、同病院の事務長は、「申立期間当時、申立人は、結婚が決まっていた

ので、少しでも手取りが多い方が良いと思い、申立人も納得の上で厚生年金保険に加入しなかったと思う。また、雇用保険については、申立人が退職後に失業保険を受給したいと申し出てきたので手続をしたが、その際に、給与台帳綴りから申立人の給与台帳を抜き取ったと思う。しかし、その後、どこに保管したかわからない。」と供述している。

さらに、B病院では、申立人の給与台帳を見つけることができないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができないが、社会保険事務所が保管する同病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和39年6月25日、40年4月1日及び同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している合計12人の同僚について、給与から厚生年金保険料の控除が開始された時期を同病院が保管する給与台帳の記録から確認したところ、同病院が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、i) 39年6月25日に同資格を取得している同僚2人については、同年10月31日に社会保険事務所が当該通知書を受理していることが確認でき、事業主は同年11月分から厚生年金保険料の控除を開始していること、ii) 40年4月1日及び同年6月1日に同資格を取得している同僚10人については、それぞれ同年4月26日及び同年6月28日に社会保険事務所が当該通知書を受理していることが確認でき、事業主はそれぞれ4月分及び6月分から厚生年金保険料の控除を開始していることから、事業主は資格取得届を提出した上で、厚生年金保険料の控除を開始していることが確認できる。

これらを併せて判断すると、事業主が健康保険厚生年金保険の被保険者として資格取得届を提出していない申立人の給与から、厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間当時、B病院で勤務していたことを供述している複数の同僚は、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては、それぞれ「申立期間当時は、若かったこともあり、病院に厚生年金保険があるということも知らない状態でありわからない。」、「厚生年金保険があるのは知っていたが、それ以外のことはわからない。」と供述している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 12 日から 49 年 3 月 1 日まで
A組合に勤務していた期間のうち、昭和 48 年 11 月 12 日から 49 年 3 月 1 日までの期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
申立期間について勤務の事実が確認できる雇用保険被保険者離職票等を提出するので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票に記載された雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA組合に勤務していたことは認められる。
しかし、A組合の元総務・人事課長は、「同組合では、申立期間当時、3 か月から6 か月くらいの見習い期間があり、個々の人物面、職務能力達成度等、金融機関における適性を重視し、総合的な判断の上で加入時期を決定していたので、入社時期と厚生年金保険の加入時期は同じではなかったと思う。また、見習い期間については、厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と供述している上、申立人と同じ時期に入社し、約4か月後の昭和49年3月1日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得したことが、社会保険事務所に保管するA組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できた唯一の同僚も、「期間は覚えていないものの入社後に見習い期間があった。」と供述していることから判断すると、事業主は申立人についても、約4か月の見習い期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格取得を行ったことがうかがえる。

また、社会保険事務所に保管しているA組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の氏名は確認できない上、B組

合厚生年金基金が保管する加入記録においても、申立人が申立期間に当該基金に加入していた記録は確認できない。

さらに、法務局の保管する記録によれば、A組合は平成13年3月19日に解散しており、解散後の事業を引き継いだ(株)C銀行では、申立期間当時のA組合の人事記録及び厚生年金保険の取扱状況に関する関連資料は残されていない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで

(株) A に勤務していた平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 1 日までの期間について社会保険事務所に照会したところ、標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合うそれよりも低く記録されている。申立期間に係る給与明細書を提出するので標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の報酬月額（給与総支給額）に基づく標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書の記載内容と社会保険事務所の記録を検証したところ、当初事業主は基本給のみを報酬月額とした標準報酬月額を社会保険事務所に届け出るとともに、その後申立人が退職するまでの間、標準報酬月額変更届を行っていなかったことが確認でき、このような事務処理を行った理由について、事業主は、「申立期間当時の資料が無いことから不明である。」と供述している。

また、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を用い、申立期間当時の厚生年金保険料率及び被保険者の負担割合から導き出された標準報酬月額と社会保険庁が管理するオンライン記録における標準報酬月額は一致しており、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、訂正の必要は認められない。

香川厚生年金 事案 290 (事案 136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 4 月 11 日まで
第三者委員会から送られてきた通知書の判断理由では、納得がいかない上、事業主が本人に確認せずに脱退手当金を請求することが、法律で認められているというあまりにも無責任な取扱いに対して、年金記録の訂正をしてもらうべく再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求の可能性を否定できないほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の判断理由と国の無責任な取扱いに納得がいかないと主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。